

平成 24 年 9 月 7 日

各 位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

## 更生計画案提出のお知らせ

当職らは、平成 24 年 8 月 21 日、東京地方裁判所に対し、更生計画案を提出いたしましたので、更生計画案の概要を別紙のとおりお知らせいたします。

提出した更生計画案は、今後、調査委員による調査及び裁判所による付議決定を経た後、債権者の皆様に送付されることとなりますので、詳細については付議決定後に送付される更生計画案をご参照いただけますと幸いです。

なお、財産評定の結果、更生会社は債務超過の状態にあり（別紙「2 会社の資産及び負債の状況」参照）、誠に遺憾ながら、会社更生法 166 条 2 項により、株主様は更生計画案についての議決権を有しないため、株主様には今後の手続等に関する案内は控えさせていただきます。また、更生会社の既存株式については、更生計画認可決定後、更生計画に基づいて発行済株式全部の無償取得とその消却及び資本金全額の減少（いわゆる 100%減資）が行われる予定です。

今後につきましては、更生会社の事業再建を図るとともに、債権者の皆様に対する適切な弁済を実現すべく、更生計画認可決定が得られるよう一丸となって最大限の努力をして参る所存ですので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

## 更生計画案の概要

### 1 基本方針

管財人が作成した更生計画案は、平成 24 年 7 月 2 日付で締結したスポンサー契約に基づき、更生会社エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」といいます。）が Micron Technology, Inc.（以下「マイクロン」といいます。）からスポンサー契約で定められた支援を受け、これを弁済原資として、更生債権等の弁済をするとともに事業の維持更生を図ることを基本方針としています。

具体的には、マイクロンがエルピーダ及び秋田エルピーダメモリ株式会社（エルピーダの完全子会社）に対して拠出する総額 2000 億円のうち、600 億円については更生計画に基づく減増資によりエルピーダに出資し、エルピーダはこれにスポンサー契約に基づく調整をした資金を弁済原資として、更生計画に基づく第 1 回分割弁済を行います。残りの 1400 億円については、エルピーダとマイクロン（またはその子会社）との間で継続的な取引関係を構築し、いわゆるコストプラスモデルを通じたマイクロン（またはその子会社）からの安定的な支払を通じて捻出された資金を弁済原資として、更生計画に基づく第 2 回から第 7 回分割弁済を行います。

### 2 会社の資産及び負債の状況

平成 24 年 3 月 23 日（開始決定日）現在の資産負債の総額（財産評定後）は以下のとおりです。

- ・ 資産総額：約 2692 億円
- ・ 負債総額：約 4819 億円

### 3 更生債権者等への弁済の概要

#### (1) 更生担保権

確定した更生担保権の全額を以下ア～ウのとおり分割弁済します（なお、一定

(別紙)

の条件の下に繰上弁済を実施する可能性があります。)

ア 工場財団を目的とする担保権に係る更生担保権

確定更生担保権の全額を、第1回分割弁済日<sup>12</sup>から第6回分割弁済日まで  
に、分割弁済します。

イ リースに係る更生担保権

確定更生担保権の全額を、契約内容及び更生担保権に係る担保物に応じ、  
分割弁済します。

ウ 動産先取特権、商事留置権、所有権留保に係る更生担保権

確定更生担保権の全額を、第1回分割弁済日から第6回分割弁済日までに、  
分割弁済します。

(2) 一般更生債権

第1回分割弁済日を含め、7回(7年間)にわたり、確定額として、以下のと  
おり確定した一般更生債権について合計17.4%の弁済を行います。これに加え、  
スポンサー契約調整<sup>3</sup>及び未確定更生債権の確定等に伴って弁済原資が捻出され  
た場合には、その都度、分割弁済日に追加弁済を行います。なお、一定の条件の  
下に繰上弁済を実施する可能性があります。追加弁済の詳細につきましては、「更  
生計画案についてのQ&A」をご参照ください。

---

<sup>1</sup> 第1回分割弁済日は、更生計画に基づく減増資が実施されてから3か月以内の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日となります。

<sup>2</sup> 第2回から第7回分割弁済日は、第1回分割弁済日の翌年(ただし、第1回分割弁済日が平成24年に到来した場合には平成26年とする。)から6年後までの各年の12月の最終営業日(例:第1回分割弁済日が平成25年7月である場合、第2回分割弁済日は、平成26年12月の最終営業日となる。)となります。

<sup>3</sup> クロージング日までに会社更生法に基づき弁済した更生債権や特定共益債権(クロージング日までの手続費用等を含みます)、その他想定外の現預金の減少に備えるため、一定の金銭を弁済に充てずに留保しています。この留保金は、スポンサー契約で定められているスポンサー支援金額からの控除に備えるためのものでもありますが、留保金が想定していた用途に利用されずスポンサー支援金額からの控除がなされないことが確定すれば、クロージング後に解放され、弁済原資となります。このようにスポンサー契約上予定されている一定金額の控除をスポンサー契約調整といいます。

(別紙)

分割弁済日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	合計
弁済率	3.5%	1%	1%	1%	1%	1.2%	8.7%	17.4%

### (3) 優先的更生債権

#### ア 租税等の請求権

更生手続開始決定日から1年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等免除後の債権の全額を、第1回分割弁済日に、一括納付します。

#### イ 労働債権

確定更生債権の全額を、第1回更生債権弁済日に、一括弁済します。ただし、更生手続開始決定日に生じていた企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権部分に相当する部分については、第1回分割弁済日以降、第7回分割弁済日までの間、規約に従って毎月月末までに弁済します。

### 4 株主の権利変更、募集株式の発行

エルピーダは、更生計画認可決定日後、更生計画認可決定日から3か月を経過するまでの間において管財人が定める日をもって、管財人小林信明を引受人として募集株式を発行するとともに、当該発行前におけるエルピーダの発行済株式の全てを無償で取得して消却します。

その後、エルピーダは、各国における競争法上の承認・待機期間の経過等、スポンサー契約に定められたクロージング条件が充足した日から少なくとも10日後の営業日でかつ月末の日で、管財人が裁判所の許可を得て定める日をもって、マイクロンを引受人として募集株式を発行するとともに、当該発行前におけるエルピーダの発行済株式の全てを無償で取得して消却します。

以 上